

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年12月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県水道局管理規程第3号

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部を改正する規程

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程（平成15年香川県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決) 第4条 略</p> <p>別表第2（第4条関係） 1～6 略 7 所長及び所属職員の週休日の振替又は<u>4時間の勤務時間</u>の割振り変更 8～30 略</p> <p>別表第3（第4条関係） 1～4 略 5 場長及び所属職員の週休日の振替又は<u>4時間の勤務時間</u>の割振り変更 6～9 略</p>	<p>(専決) 第4条 所長は、別表第2に掲げる事項を専決するものとする。 2 場長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>別表第2（第4条関係） 1～6 略 7 所長及び所属職員の週休日の振替又は<u>半日勤務時間</u>の割振り変更 8～30 略</p> <p>別表第3（第4条関係） 1～4 略 5 場長及び所属職員の週休日の振替又は<u>半日勤務時間</u>の割振り変更 6～9 略</p>

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。